

| 令和3年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）  |                   |           |          |          |           |          |
|--------------------------|-------------------|-----------|----------|----------|-----------|----------|
| 令和3年3月18日                |                   |           |          |          |           |          |
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂          |           |          |          |           |          |
| 開閉会日時<br>及び宣告            | 開 会 開 議           |           |          |          | 議 長       |          |
|                          | 令和3年3月18日 午後1時00分 |           |          |          | 星 正 彦     |          |
|                          | 閉 会 開 議           |           |          |          | 議 長       |          |
|                          | 令和2年3月18日 午後2時14分 |           |          |          | 星 正 彦     |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号          | 氏 名       | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                 | 添 田 政 勝   | 出 欠      | 1 1      | 西 藤 典 子   | 出 欠      |
|                          | 2                 | 野 口 美 恵 子 | 出 欠      | 1 2      | 的 野 信 之   | 出 欠      |
|                          | 3                 | 田 中 二 三 輝 | 出 欠      | 1 3      | 須 山 由 紀 生 | 出 欠      |
|                          | 4                 | 宇 田 川 亮   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 5                 | 新 谷 留 晴   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 6                 | 篠 原 哲 哉   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 7                 | 星 正 彦     | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 8                 | 有 働 徳 仁   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 9                 | 栗 田 美 和   | 出 欠      |          |           |          |
| 10                       | 許 斐 英 幸           | 出 欠       |          |          |           |          |
| 出席 13人<br>欠席 0人<br>欠員 0人 |                   |           |          |          |           |          |
| 会議録署名<br>議員              | 10                | 許 斐 英 幸   |          | 11       | 西 藤 典 子   |          |

| 職 務                                    | 議会議務<br>局長               | 武 谷 朋 視 | 出 欠 | 議会議務<br>局次長 | 長 浦 良     | 出 欠 |
|--|--------------------------|---------|-----|-------------|-----------|-----|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長                      | 岡 崎 邦 博 | 出 欠 | 会計課長        | 友 澤 和 子   | 出 欠 |
|  | 教育長                      | 外 園 哲 也 | 出 欠 | 建設課長        | 松 永 憲 昌   | 出 欠 |
|  | 総務課長                     | 三 戸 公 則 | 出 欠 | 政策推進<br>課 長 | 高 橋 奈 美 江 | 出 欠 |
|  | 福祉人権<br>課 長              | 芝 野 英 和 | 出 欠 | 地域振興<br>課 長 | 立 石 一 夫   | 出 欠 |
|  | 税務住民<br>課 長              | 藤 原 光 徳 | 出 欠 | 上下水道<br>課 長 | 原 敏 勝     | 出 欠 |
|  | 農政環境課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 筒 井 英 和 | 出 欠 | 教育課長        | 古 後 憲 浩   | 出 欠 |
|  | 保険健康<br>課 長              | 梶 栗 恭 輔 | 出 欠 |             |           |     |
|  |                          |         |     |             |           |     |
|  |                          |         |     |             |           |     |
|  |                          |         |     |             |           |     |
| 議 事 日 程                                | 別 紙 の と お り              |         |     |             |           |     |
| 付 議 事 件                                | 別 紙 の と お り              |         |     |             |           |     |
| 会 議 経 過                                | 別 紙 の と お り              |         |     |             |           |     |

## 令和3年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月18日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第10号 鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第12号 鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第13号 鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第15号 鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第17号 鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第19号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第20号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第22号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第5号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第6号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第7号 鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第8号 鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第11号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第14号 鞍手町ふるさとづくり事業引当基金条例を廃止する条例  
(総務文教委員長報告)

- 日程第17 議案第16号 鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第18号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第9号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第21号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第32号 地方独立行政法人くらて病院 第3期中期計画  
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第23号 令和3年度鞍手町一般会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第22 議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第25号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第26号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第27号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第28号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第29号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 議案第30号 令和3年度鞍手町水道事業会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第29 議案第31号 令和3年度鞍手町下水道事業会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 追加日程第1 議案第33号 副町長の選任
- 追加日程第2 議案第34号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第30 陳情第1号 「後期高齢者の医療費窓口負担引き上げの見送りを求める意見書」の提出を  
求める陳情  
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 閉会中の継続事件

令和2年3月18日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第9号から日程第9 議案第22号までの9件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第10号 鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例

議案第13号 鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例

議案第15号 鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

議案第17号 鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例。

議案第19号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第22号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）

本委員会は、3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第4号から日程第20 議案第32号までの11件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

## ○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第5号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第7号 鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例

議案第11号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 鞍手町ふるさとづくり事業引当基金条例を廃止する条例

議案第16号 鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例

議案第18号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第9号）

議案第21号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 地方独立行政法人くらて病院第3期中期計画

本委員会は、3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。



(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第6号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町特別職の職員の給料に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鞍手町ふるさとづくり事業引当基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 地方独立行政法人くらて病院 第3期中期計画を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第23号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

許斐予算特別委員長。

#### ○10番 許斐 英幸君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第23号 令和3年度鞍手町一般会計予算

本委員会は、3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決するものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第23号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第23号について討論はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

議案23号 鞍手町一般会計予算に対しまして反対討論を行います。

現政権の発足から半年、コロナ禍の元、国民が不況にあえぐ中、次々と繰り返される政権の有り様が、政治への信頼を失わせています。

最大の課題であるコロナ対策では、安倍のマスクに続くg o t oでの感染拡大など、見当違い、後手後手、戦略がないなどの批判が続き、一向に終息の見通しが立ちません。その上、来年度の年金改定は0.1%のマイナス。国会では、高齢者医療に窓口2割負担が導入されようとしています。鞍手町の新年度予算でも、コロナ禍による税収減を受けての減額が増える中、中学校特別支援学級の支援員の増員やコロナ対策での無料のPCR検査の実施など、先進的な取組もありますが、この検査は定期的に続けてやるのが極めて重要との専門家の提言もあります。さらなる拡充が求められます。また、このコロナ対策につきましては、補正予算でということでございますので、この場では置くとしまして、町民の命と暮らし、そして生業を守り抜く実のある施策をぜひとも行っていただきますことを強く要望いたします。

また、今求められておりますジェンダー平等についてでございますが、予算を見ますと、男女共同参画事業費がわずか54万9,000円。人権推進事業総務費の330万2,000円の6分の1にすぎません。ジェンダーの平等に関する施策、これの強化を強く求めるものであります。

今、最も力を入れるべきは、新型コロナウイルス感染症の感染を封じ込め、それまでの間、町民の命と暮らし、そして生業を守り抜くことだと思います。地区公民館等に人を集め、マイナンバーカードの申請事務を進めるなど、不要不急と考えます。

政府も世論に押され、低所得の子育て世帯への3度目の特別給付金の支給を決定いたしました。人員に余裕があると言うのなら、その人手でアンケートをとるなど、コロナ禍でのお困り事の相談窓口の拡充に充てるなどして、町民の願いを聞き出し、予定される補正予算を真に町民の要求に沿った無駄のないものとして策定いただくよう切望いたしまして、反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第23号 令和3年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22 議案第24号から日程第26 議案第28号までの5件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

議案第27号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

議案第28号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

本委員会は、3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第24号について討論はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

菅自公政権は、自助、共助、公助という言葉を多用し、さらなる社会保障の削減を推し進めています。本来この言葉は、防災活動の現場に使われるものです。そのため、安倍政権から引き継いでいる自治体の法定外繰入れ削減や、保険料収納率、給付の適正化等の努力に応じて交付金を増減する保険者努力支援制度ばかりか、保険料統一を2024年度から施行しようともしています。これに対し、全国市長会と全国町村会は、法制上の議論等は、国保等の保険者の苦境と、被保険者の負担感に配慮したのではなく、地方分権の趣旨に反するとし、国が一方的に議論等を押しつけることは受入れられないと厳しく批判した意見書を提出して、抗議をしています。コロナ禍の下、高過ぎる保険税の引下げこそ求められています。

鞍手町では、高すぎる国保税を引き下げるまでには至りませんが、他の自治体が保険税の引上げに踏み切る中、値上げしなかったことは評価できます。2022年度からは、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、子供の均等割の軽減が始まります。生まれたばかりの子供にまで国保税をかけないように、子供の均等割はなくすべきです。そして、国保の構造的問題を解決するために、国に対し、抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第25号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議案第25号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議案第26号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議案第27号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。  
よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議案第28号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。  
よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第27 議案第29号から日程第29 議案第31号までの3件を一括して議題とします。  
本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。  
篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。  
議案第29号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算  
議案第30号 令和3年度鞍手町水道事業会計予算  
議案第31号 令和3年度鞍手町下水道事業会計予算  
本委員会は3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第29号 令和3年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和3年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和3年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。



次に進みます。

町長から議案第33号及び議案第34号について、議案2件が追加提出されています。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第33号及び議案第34号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第33号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

追加日程第1 議案第33号につきまして、提案説明を申し上げます。

追加日程第1 議案第33号は、副町長の選任であります。不在となっております副町長について、福岡県より派遣していただく浅野彩氏を、令和3年4月1日付で新たに選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、浅野彩氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、追加日程第3 議案第33号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第33号について質疑はありますか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

この方、副町長の選任にあたっては、町長のほうからできるなら女性をとというふうな要望を出されたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私のほうから、女性をとというような要望はしておりません。お尋ねがありましたが、男女を問わずどなたでも、よろしく願いますということで、特段、女性をとということではありませんでした。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第33号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第33号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第33号 副町長の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第33号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時42分

再開 13時46分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

追加日程第2 議案第34号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

追加日程第2 議案第34号につきまして、提案説明を申し上げます。

追加日程第2 議案第34号は、令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)であります。

本補正予算は、4月11日施行の福岡県知事選挙に係る必要な経費を計上するものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、2款 総務費 県知事選挙費の関連予算として700万円1千円を計上しております。歳入では、県委託金700万1千円を計上し、歳入歳出予算を調整しております。その結果、歳入歳出それぞれ700万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ101億9,558万5,000円としております。

以上が、追加日程第2 議案第34号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから、質疑を行います。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

2款 総務費について、10頁から13頁まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に歳入であります。

8頁をお開きください。

16款 県支出金について、8頁から9頁まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今、議題となっています議案第34号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第34号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 13時49分

再開 14時09分

#### ○議長 星 正彦君

会議を再開します。

追加日程第2 議案第34号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

#### ○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第34号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第34号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第34号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30 陳情第1号を議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

#### ○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 後期高齢者の医療費窓口負担引上げの見送りを求める意見書の提出を求める陳情。

本委員会は、3月3日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし別紙意見書(案)を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

#### ○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 後期高齢者の医療費窓口負担引上げの見送りを求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって陳情第1号は採択されました。

次に、日程第31 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和3年第2回定例会を閉会します。

閉会 14時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 許斐英幸

議員 西藤典子